

長崎県福祉のまちづくり表彰事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、長崎県福祉のまちづくり表彰事業実施要綱(以下「要綱」という。)第9条の規定に基づき、長崎県福祉のまちづくり賞(以下「まちづくり賞」という。)について必要な事項を定める。

(賞の対象)

第2条 まちづくり賞は、福祉のまちづくりに寄与する次の条件を満たす施設等の整備や、個人、団体及び企業等の活動を対象とする。

(1)施設等部門

高齢者、障害者等すべての人が安全かつ快適に利用できるように配慮された下記の施設等の整備及び導入

公共的施設(長崎県福祉のまちづくり条例(以下「条例」という。)第2条第2項に規定するものをいう。)

公共車両等(条例第2条第3項に規定するものをいう。)で、配慮された規格を備えたもの

(2)活動部門

高齢者や障害者等がまちに出て活動しやすくなる環境整備や地域でのネットワークづくりなど、福祉のまちづくりに寄与する一連の活動や取組みを継続して行っているなど

(3)製品部門

福祉のまちづくりに寄与する福祉製品や製品開発等

(応募資格)

第3条 まちづくり賞は、長崎県内に在住又は事業所(拠点)を有する個人、団体及び企業等が応募資格を有するものとする。ただし、本事業の実施主体である長崎県は除く。

(応募方法)

第4条 応募方法は、所定の申込書に必要事項を記入し、提出することとする。なお、自薦・他薦は問わない。

2 申込書の提出先は、長崎県福祉保健部福祉保健課とする。

3 募集期間は、別に定めるものとする。

(賞の授与)

第5条 まちづくり賞の授与は、施設等部門のうち、公共的施設にあっては設置者及び設計

者、公共車両等にあつては設置者（又は管理者）活動部門及び製品部門にあつては活動を実施している個人、団体及び企業等に対して行うものとする。

2 まちづくり賞は、受賞者に対して賞状を授与するものとする。

（通知）

第6条 受賞者が決定した場合、長崎県福祉保健部長は、受賞者及び関係市町村長に通知するものとする。

附 則

この要領は、令和2年10月26日から施行する。